

# 学校災害対応マニュアル作成指針 (令和元年度改訂版)



姫路市教育委員会

令和2年(2020年)3月

---

---

## はじめに

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災により6,434人の方が犠牲となってから25年が経ちました。市内の各学校園では、今年もさまざまな防災、減災、追悼の行事が開かれています。この四半世紀の歳月の中、震災以後に生まれたり、震災当時幼くて記憶に残っていない教職員が増えてきております。

『30年』という数字が「世代交代」の一つの節目とされる中、各学校園では、これからの5年間の取組が大変重要になってきます。風化させてはいけない「震災の経験」や「備えの大切さ」について次世代を担う子どもたちにどう伝えていくか、阪神淡路大震災以降、東日本大震災をはじめ、様々な自然災害が相次ぐ日本社会における共通の課題でもあります。学校教育では、南海トラフ巨大地震が起こると言われている中、震災を知らない世代であっても自分が学んだことは、子どもたちに伝えることはできます。各学校園では、事前の準備ができていれば、救える命が必ずあるということを感じて、さらには将来災害に遭遇した時、自然の脅威により事前の想定とは違うことが多すぎたとしても、絶望的にならず、自助・共助によって、危機を乗り越えていける能力の育成に努めていただきたいと思います。

さて、各学校園には、児童生徒等のかけがえのない生命を守るため、防災における、より効果的な対策を進めていくことが求められていることを背景に、平成24年度に防災教育や防災管理等、各学校園作成の災害対応マニュアルを見直すための指針となる学校災害対応マニュアル作成指針（以下、「指針」という）を作成しました。そして、平成25年度から本指針をもとに各学校園が危機管理体制や防災教育を見直し、学校園や地域の実情を踏まえた災害対応マニュアルを整備し、毎年各学校園で見直し、内容の充実を図っているところであります。

しかし、本指針の作成から6年が経過した間にも、発生が予測される南海トラフ地震への対応や兵庫県近隣府県を震源とするものを含め、頻発する日本各地での震度6を超える地震をはじめ、台風・大雨による風水害等が相次ぎ、さらに、登下校時における事故や不審者による犯罪など、学校園においては、多様化・複雑化する危機に取り囲まれています。今後予測不能な災害への対応がより求められるようになってきており、姫路市教育委員会においても、これまでの内容に加え、この6年間に積上げた実績や新たな視点を加え、本指針を改訂することとしました。学校園はそれらの危機に対して、平素から未然防止に向けて取り組むこと、発生時には組織的な初期・初動対応により被害を最小限に押さえること、そして一刻も早く日常の教育活動に戻るなどが求められています。改訂指針では、平成24年度に作成した指針の理念を継承し、発災時の初動・初期対応の充実を図りながら、リスクマネジメント、クライシスマネジメントの両面において、発災した事例やその検証を基にさらに実効性のあるマニュアル作成における指針を目指しました。また、防災教育については、防災に関する指導内容を体系的に整理し、学校現場で指導する際の一助となるよう示しております。

各学校園では、本指針をもとに、より実効性の高い学校災害対応マニュアル、実践的な防災教育の実施、学校・家庭・地域・関係機関等との連携・協力体制が構築できるよう常に見直しをお願いしながら、安全防災に関する取組を一層推進していただくようお願いいたします。

なお、本指針改訂にあたってご尽力いただいた「姫路市立学校災害対応マニュアル作成指針改訂委員会」木村玲欧委員長をはじめとする改訂委員会の委員の皆様、改訂作業部会の部員の方々や関係各位に対し、厚く御礼申し上げますとともに、今後も本市の学校安全防災の充実に向け、御理解と御支援いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月

姫路市教育長 松田克彦

---

---

## 改訂にあたって

令和時代、日本は「大災害時代」になることが予想されています。東日本大震災のような巨大津波の可能性がある海溝型地震、阪神・淡路大震災や熊本地震のような私たちの生活圏の真下が激しく揺れる内陸型（直下型）地震、地球温暖化が原因といわれる異常気象など、地震、台風、豪雨災害が、日本中で多発することが考えられます。また、日本社会の人口構造や産業構造、SNSなどの情報通信技術や人間関係などの複雑化による事件や事故、新型コロナウイルスの存在など、「今までにない」ような災害が、わたしたちを襲うようになってきました。

本指針は、平成25年2月に発行された「学校災害対応マニュアル作成指針」の改訂版です。この6年間、各学校のマニュアル作成・改訂、子どもたちの防災教育、教職員の防災研修など、多くの教職員がこのマニュアルを利用しました。さらに「学校での災害対応の考え方が、体系的にまとまっている冊子」として、姫路市以外の全国の市町村・学校園でも参考にされています。

マニュアル発行から6年経ち、「〇〇の資料を充実してほしい」、「〇〇をわかりやすく整理してほしい」などの要望も聞かれるようになりました。更に、この6年間だけでも、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年度台風第15号・19号・21号大雨、新型コロナウイルスなど、多くの災害が発生し、国や自治体の災害対応に関する情報や想定も更新されています。今回の改訂版では、これらの要望や最新情報をなるべく盛り込みながら、「より使いやすい」「より現場で役に立つ」マニュアルを目指しました。

ただし、本指針の構成自体は、好評を博していた従来どおりのものを踏襲しました。つまり、全4章構成として、I.「どのようなことに気をつけるべきか」（姫路市で予想される学校災害と想定）、II.「いざというときどうするのか」（学校災害のレベルと災害対応）、III.「そのために普段からどう備えるか」（学校園・教職員・子どもたち・保護者・地域の学びと備え）、IV.「被害を予防するために何をするのか」（中長期的学校園整備計画）を理解することで、学校災害が発生しても、被害を極力出さない、重要な事業を中断させない、中断しても短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「学校災害対応マニュアル」が作れるように配慮しました。

本指針の作成には、初版同様、検討委員会に設置された作業部会の方々に大変なご尽力をいただきました。従来の指針の構成・記述の1つ1つの内容を確認・議論しながら、学校現場での貴重なご経験をもとに具現化していただきました。その成果を、検討委員会で討議を重ねながら方向性を定め、事務局にも奮迅の活躍をいただき、今日の最終形としてまとめるに至りました。関係者の皆様のご努力に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

姫路市立学校災害対応マニュアル作成指針改訂委員会  
委員長 木村 玲 欧  
(兵庫県立大学 環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授)

# 目次

---

はじめに

策定にあたって

## 学校災害対応マニュアル作成指針とは

1 指針作成のねらい	2
2 学校災害の定義	2
3 活用の前提	3
4 本指針の適用範囲	3
5 学校園における緊急課題	3
6 本指針の構成	4
7 活用するにあたって	6

## I どのようなことに気をつけるべきか

1 姫路市で予想される学校災害について	8
2 被害の想定について	10

## II いざというときどうするのか

1 学校園が守るべき優先順位について	38
2 学校災害のレベルと対応基準について	38
3 授業再開目標について	38
4 組織体制について	39
5 対応の流れについて	42
6 保護者・報道機関等への対応について	49
7 子どもたちの引き渡しについて	51
8 引き渡しの手順と 避難所開設・閉鎖の手順について	52
9 学校再開について	55
10 幼稚園について	56
11 特別支援学校について	58

## III そのために普段からどう備えるか

1 学校園が備える・教職員が学ぶ	62
2 子どもたちが学ぶ	82
3 保護者・地域に願う	112

## IV 被害を予防するために何をするのか

1 中長期的学校園整備計画	122
---------------	-----

## 参考資料

◎ 学校災害対応マニュアル〔参考例〕	126
--------------------	-----

参考・引用文献

委員等名簿

# 学校災害対応マニュアル作成指針とは

- 1 指針作成のねらい
- 2 学校災害の定義
- 3 活用の前提
- 4 本指針の適用範囲
- 5 学校園における緊急課題
- 6 本指針の構成
- 7 活用するにあたって

# 学校災害対応マニュアル作成指針とは

## 1 指針作成のねらい

---

現在、子どもたち\*を取り巻く環境は、自然災害のみならず事故や事件など、様々な危機に囲まれているといえる。学校園\*\*は、それらの危機に対して、平素から未然防止に向けて取り組むこと、発生時には被害を最小限に抑えること、そして一刻も早く日常の教育活動に戻すことなどが求められている。

子どもたちのかけがえのない命を守るためには、災害を未然防止することが大切である。しかし、全ての災害を防止することは不可能である。学校園では、災害発生を前提とした減災の視点で、安全管理を充実させることや防災教育を推進していくことも重要である。

学校災害対応マニュアル作成指針（以下、「本指針」という。）は、自然災害や人的災害など、様々な種類の危機に対して、学校園としてどのように対応するのかについての基本的な方針を示すものである。本指針をもとに、各学校園が危機管理体制や安全教育を見直し、地域の実情等を踏まえた学校災害対応マニュアル等を整備することをねらいとする。

## 2 学校災害の定義

---

災害対策基本法では、災害を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害をいう」と定義している。

学校園の危機管理においては、それらに加え、人的災害や犯罪等を含め広義に捉えることが有効であると考えられる。

そこで、本指針では災害を広義に捉え、学校災害を「学校園に関連した自然災害、人的災害、犯罪等」と定義する。

---

※子ども … 本指針では、幼児、児童、生徒を「子ども」と表記する。

※学校園 … 本指針では、市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校をまとめて「学校園」と表記する。

### 3 活用の前提

---

本指針の活用にあたっては、次の前提に留意する。

- ◎ 子どもたちや教職員\*の命を守ることが最重要である。
- ◎ 災害の発生には不確定な要素が多く、全てを予測することは不可能である。
- ◎ 学校災害が発生した場合は、基本的な対応の流れに沿って対応することが大切である。
- ◎ 本指針は基本的な方針を示すものであり、各学校園では地域の状況や子どもたちの実態に応じた学校災害対応マニュアルを作成することが大事である。
- ◎ 「緊急事態に直面した場合、普段実践していることしかできない。普段実践していないことは決してできない。」という考え方にに基づき、災害対応を日常的な学校園教育活動に組み込むことが重要である。

### 4 本指針の適用範囲

---

本指針の適用範囲を次のとおりとする。

- ◎ 姫路市立学校園の子どもたち及び教職員が関係する学校災害
- ◎ 姫路市立学校園に避難所が開設される災害

### 5 学校園における緊急課題

---

各学校園における緊急課題は次のとおりである。

- ◎ 子どもたち、教職員や保護者など学校園関係者の災害に対する意識の向上を図る。
- ◎ 各学校園の実情に応じた学校災害対応マニュアルを作成し、学校災害に備える。
- ◎ 子どもたち、教職員や保護者など学校園関係者の力量を高めるため、より実効性のある安全教育、防災訓練や研修等を実施する

---

\*教職員 … 本指針では、学校園に勤務する校園長、教員及び職員を「教職員」と表記する。